三　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
四　組合員又はその被扶養者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　国家公務員共済組合法第九十八条第一項の福祉事業（同項第二号から第四号までに掲げるものを除く。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
第一条中第四十二項を第四十三項とし、第二十五項から第四十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出」を「申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査
第一条中第二十四項を第二十五項とし、第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。
一　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による組合員（同法附則第十八条第三項の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答
第一条第二十項に次の一号を加える。
六　地方公務員等共済組合法第百十二条第一項の福祉事業（同項第一号の二から第三号までに掲げるものを除く。）及び同法第百十二条の二の特定健康診査等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
第一条中第二十項を第二十一項とし、第二項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「住民基本台帳法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
住民基本台帳法（以下「法」という。）別表第一の一の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
第二条中第十六項を第五十六項とし、第十二項から第十五項までを四十項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「（昭和二十六年第百九十三号）」を削り、「第十六条第一項」の下に「若しくは第二十八条第二項」を加え、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二　公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
第二条第十一項に次の七号を加える。
五　公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
七　公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
八　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
九　公営住宅法第三十四条の収入の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認
十　公営住宅法第四十八条に基づく条例による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答
十一　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
第二条中第十一項を第四十九項とし、同項の次に次の二項を加える。
50　法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
四　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。第三条第五十五項第四号、第四条第四十九項第四号及び第五条第五十六項第四号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
法別表第二の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
51　一　特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認
第二条中第十項を第四十八項とし、第九項を第四十七項とし、第八項を第四十六項とし、第七項を第十二項とし、同項の次に次の三十三項を加える。
13　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　児童福祉法第二十一条の五の六第一項の通所給付決定の申請若しくは同法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　児童福祉法による通所受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答